

# 高齢者・身体障害者を考慮した環境デザイン

**1 .バリアフリー (Barrier free) のデザイン** ADA 法(The American with Disability Act: 障害を持つアメリカ人法)の議会通過を契機に起きた考え。

ハートビル法(1994年成立)

デパート、ホテルなど不特定多数の人が利用する建築物の建築主に、出入口、廊下、階段、トイレなどを高齢者や障害をもつ人が円滑に利用出来るようにするための措置を求める法律。2003年に一部改定(対象拡大)された。

## 2 .バリアフリーからユニバーサル・デザインへ

身体障害者や、高齢者、子供といった環境弱者と言われる人たちの自由な移動を妨げている障壁(バリア)を取り除く、という消極的な考えから、もっと前向きに身体障害者はもちろん、誰に対してもやさしい環境やモノの作りをめざすのがユニバーサル・デザインの考え方である。

■ **ノーマライゼーション (Normalization)** 社会理念の一つ。社会的共生のもとになる考え方。1950年代後半ー

「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方。デンマークのバンク・ミケルセンによりはじめて提唱され、スウェーデンのペングト・エリエによって世界中に広められる

**インクルーシブデザイン (Inclusive Design)** 特別な機能障害タイプにあったデザイン解決に対するニーズを否定することなく、できるだけ多くの人を含むように考えるインクルーシブデザインは、ユニバーサルデザイン原理の発展。ハードなシステムだけでなく、ソフトなシステムも含めて、すべてを包含したデザイン。

デザイン・フォー・オール (Design for All)

主にヨーロッパで広く用いられている。一般の製品やサービスをデザインする際、できる限り多くの人が利用できるようにすることを指す。

■ **ユニバーサルデザイン (Universal Design)**

提起者:建築家 ロナルド・メイスノースカロライナ州立大学

Center for Universal Design

ユニバーサルデザインの7つの法則

- ① Equitable use →誰でも公平に使えること
- ② Flexibility in use →使用における柔軟性
- ③ Simple and Intuitive use →簡単で明快な使用法
- ④ Perceptible Information →あらゆる知覚による情報
- ⑤ Tolerance for Error →事故の防止と誤作動への配慮
- ⑥ Low Physical Effort →身体的負担の軽減
- ⑦ Size and Space for Approach and Use →使いやすい使用空間と条件の確保

## 3 .アフォーダンスを考慮したデザイン

Affordance (J. J. Gibson) :アフォーダンスは、英語で「ある行動を可能にする」といった意味のアフォード (afford) から作られた造語である。環境のあり方は、動物の特定の行動をアフォードする。

#### 4. 環境移行

- 1) 世帯分離要求による変化 (50～65歳)
- 2) 配偶者の死亡による変化 (69～75歳)
- 3) 身体的介護要求上の変化 (70～ )

#### 5. 施設内空間の領域性

